

宮崎県公報

令和5年2月20日(月曜日) 第 383 号

発 行 宮

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目	次
---	---

頁 ○宮崎県における青少年の健全な育成に関する条 例施行規則の一部を改正する規則………(こども家庭課) 1 ○指定居宅サービス事業者の指定……(長寿介護課) 1

○指定介護予防サービス事業の廃止・・・・・・・・(長寿介護課)	2
○保安林の指定施業要件の変更・・・・・・・・・(自然環境課)	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同	
意(2件)(水産政策課)	3
○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の	
工程の指定(建築住宅課)	4
教育長訓令	

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第4号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成4年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改止後
(青少年の利用に供される施設)	(青少年の利用に供される施設)
第9条 条例第16条の5第4号に規定する規則で定める施設は、次	第9条 条例第16条の5第4号に規定する規則で定める施設は、次
に掲げるものとする。	に掲げるものとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条第1項に規定す	(2) 博物館法(昭和26年法律第 285号)第2条第1項に規定す
る博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する博物館に相当する施設	る博物館及び同法 <u>第31条第1項</u> に規定する博物館に相当する施
	
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]
2 [略]	2 [略]

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

禄

宮崎県告示第 141号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定に より、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。 令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県公報

介 護 保 険 事 業	指定居宅事 美	サービス 巻 所	指 定 居 宅 事	サービス 養 者	指 定	サービスの	
所番号	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4560290464	訪問看護ステーション La・fu	宮崎県都城市高崎 町大牟田1899-6	合同会社 B l o o M	宮崎県都城市高崎 町大牟田6285番地	令和5年1月1日	訪問看護	
4570302937	訪問介護サービス おりーぶ	宮崎県延岡市大貫町4丁目2982番地2	合同会社プレミア ムケアおり <i>ー</i> ぶ	宮崎県延岡市大貫 町4丁目2982番地 2	令和5年1月1日	訪問介護	
4570800807	訪問介護 ひなた	宮崎県西都市下三 財1548番地	合同会社 生活設計	宮崎県西都市下三 財1548番地	令和5年1月1日	訪問介護	

宮崎県告示第 142号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。 令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業		サービス 業 所	指定居宅事 美	サ ー ビ ス 巻 者	廃止	サービスの	
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4560690028	訪問看護ステーシ ョンにちりん 宮崎県日向市 屋 16751番地		株式会社ロクジ	宮崎県日向市富高 6323番地36	令和5年1月31日	訪問看護	

宮崎県告示第 143号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	1	護 予 防ス 事 業 所	1 7 7 7	護 予 防 ス 事 業 者	指 定	サービスの	
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4560290464		宮崎県都城市高崎町大牟田1899-6		宮崎県都城市高崎 町大牟田6285番地		介護予防訪問看 護	

宮崎県告示第 144号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	*** / - / /	護 予 防ス 事業 所	*** / - / /	護 予 防 事 業 者	廃止	サービスの	
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4560690028	訪問看護ステーションにちりん	宮崎県日向市日知 屋 16751番地	株式会社ロクジ	宮崎県日向市富高 6323番地36	令和5年1月31日	介護予防訪問看 護	

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次の とおり保安林の指定施業要件を変更する。

宮崎県告示第 145号

令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日向市・串間 市・東臼杵郡美郷町 (以上2市1町について次の図に示す部分 に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 日向市・東臼杵郡美郷町(以上1市1町について次の図 に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市 (次の 図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市 (次の 図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千 穂町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び関係農 林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 146号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年1月6日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 手束 鷹也 宮崎市 宮河 正和
加入区の名称	宮崎市加入区
区域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して 漁業を行うもの、総トン数10トン以上 の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁 業を行うもの、総トン数10トン以上の 漁船を使用して主に機船船びき網漁業 を行うもの、小型定置漁業及び大型定 置漁業

宮崎県告示第 147号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和5年1月6日				
発起人の住所及び氏名	延岡市 株式会社 日髙水産 代表取締役 日髙 光明 延岡市 濱月 陽一				
加入区の名称	延岡加入区				
区域	延岡漁業協同組合の地区				
区分	総トン数10トン未満の漁船を使用して				

令和 5 年 2 月 20 日 (月曜日) 第 383 号

主にえびびき網漁業を行うもの、総トン数10トン未満の漁船を使用して主にしいらまき網漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主に機船船びき網漁業を行うもの

宮崎県告示第 148号

建築基準法(昭和25年法律第 201号。以下「法」という。)第7 条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和5年10月1日から施行する。

令和5年2月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 中間検査を行う区域 宮崎県全域(宮崎市、都城市、延岡市及び日向市の区域を除く。)
- 2 中間検査を行う建築物
 - 一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる用途、規模及び構造の建築物
 - (1) 長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの(共同住宅にあっては、法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。)
 - (2) 鉄筋コンクリート組積造のもの
- 3 指定する特定工程

次のとおりとする。

なお、2以上の構造を併用した建築物にあっては、1階床面積

宮崎県公報

が最大の構造に係る区分による。また、増築又は改築にあっては 、初めて特定工程を施工する階を1階とみなす。

- (1) 木造にあっては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸 組工事(枠組壁工法等は耐力壁の工事等)
- (2) 鉄骨造にあっては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工 事
- (3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては 、2階の床(階数が1の建築物にあっては屋根)及びこれを支 持するはりに鉄筋を配置する工事
- (4) その他の構造にあっては、2階の床(階数が1の建築物にあっては屋根)及びこれを支持するはりを取り付ける工事
- 4 指定する特定工程後の工程 次のとおりとする。
 - (1) 木造にあっては、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)又は内装工事
 - (2) 鉄骨造にあっては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う外装工事(屋根ふき工事を除く。)又は内装工事
 - (3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては 、2階の床(階数が1の建築物にあっては屋根)及びこれを支 持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類す るもので覆う工事
- (4) その他の構造にあっては、特定工程を覆う外装工事又は内装工事
- 5 適用除外

以下の建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物
- (2) 法第85条の適用を受ける建築物

教育長訓令

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和5年2月20日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁 各出先機関 各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程(平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前											改正	後					
別表(第3条関係)						另	表(第3	条関係)										
	名	称	所	在	地	管	理	者		名	称	所	在	地	管	理	者	
	[略]	略]			[略]													
	西階教職員住宅 [略]		[略]			西階教職	員住宅	[略]		[略							
	大武教職	員住宅	延岡市力	大武町	<u>県立延岡星雲高等学</u>													
						<u>校長</u>												
[略]						[略]	,			,								
L-HJ					,													

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。